

令和2年第1回グループホームいこいの森福井町運営推進会議議事録

開催日：令和2年2月29日（土）午前11時00分～午後11時30分

出席者：施設代表（森）、施設管理者（下司）、

書面報告：家族代表（三浦ご家族）、地区代表（高橋）、アトム薬局、地域包括支援センター職員等
※敬称略 ※書面報告はWEBサイト閲覧を含む

検討テーマ等：行事報告、行事予定、事故報告、当該ホームにおける日中の時間帯について

<参考資料 I-A>行事報告・行事予定<参考資料 I-A>行事報告・行事予定

■行事報告

月	行事	内容等
1月20日	初詣	1階ユニット。伊野の大黒様へ初詣に。その後伊野のかんぼの宿でお食事会
1月22日	盆梅会	1階ユニット。得月楼にてお食事を兼ねて
2月17日	お食事会	1階ユニット。スシローにて
2月20日	お食事会	2階ユニット。スシローにて

■行事予定

3月・4月	花見・ひなまつり	外出
-------	----------	----

■介護事故

なし

■上記に対する意見

当会議開催は新型コロナウイルス感染対策として職員のみでの出席で開催し他委員については書面報告によるものとする。尚、書面報告は当該議事録とプログラムを弊社WEBサイトにアップロードを行うことにより報告をすることも含む。

（行事報告）

自粛中

（行事予定・事故報告）

当面の間中止。

（事故報告）

なし

<参考資料Ⅲ>当該グループホームにおける日中の時間帯の定義

日中の時間帯とは？（AM8時～PM6：30）

- ・グループホームによって決定することができる。（生活リズムが相違するため）
- ・入居者様が活動的である時間を指す。
- ・当該ホームにおいては居室外で過ごされている時間を原則としている。
- ・概ね全ての入居者様が無理なく居室外にて過ごして頂く事が可能な時間帯であること。
- ・概ね全ての利用者様が朝食を摂られる為に食堂に集まれる時間を始まりと定義する。
- ・利用者様が夕食を終えられ居室に帰られる時間を夜間の始まりと定義する。
- ・当該時間帯において介護計画等に基づき様々なケア等を提供する。
- ・当該時間帯以外の時間帯を夜間及び深夜の時間帯という。
- ・日中の時間帯（夜間及び深夜の時間帯）については重要事項説明書に記載している

■上記に対する意見

それぞれの入居者のリズムに合わせてケアを実践している旨を報告。（朝は何時迄に起きて何時迄に朝食をとるといった一律的なケアではない）但しどうしても日中の時間帯を定める必要があるので、その時間帯の意味を入居時にご家族にも説明をさせて頂き理解を得よう努力している旨も併せて報告した。当該時間帯（日中の時間帯）の間に様々なケアを提供しており、どうしても夕食をとって直ぐにお部屋に帰ってしまう方（ベッドで横になりたい方）も実際にはおられるが（PM6：30以前に居室に戻らる方）できる限り日中の時間帯についてはホールで過ごして頂けるように努めてケアを行っていることを説明した。

通信欄

※次回運営推進会議は4月を予定しております。

※当該内容および運営推進会議プログラム内容は弊社ウェブサイトでもご覧いただけます。

※運営推進会議はどなたでも参加していただけます。参加を希望の方は下記までご連絡下さい。

※開催日については予め地域の代表、ご家族の代表、地域包括支援センターと調整させて頂き弊社ウェブサイトにて告知させていただきます。

運営推進会議議事録作成者・担当者 森 裕

■■運営推進会議参加連絡先■■

〒780-0935 高知県高知市福井町1432-1 グループホームいこいの森福井町 088-855-9111

■■ウェブサイトのご案内■■

<http://www.151.ecweb.jp/index.html>

■■E-mailのご案内■■

snowforest151@gmail.com

高知市 いこいの森

検索



令和2年度第1回グループホームいこいの森福井町運営推進会議プログラム
令和2年度第1回身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会

●日程表 令和2年2月29日（土曜日）AM11：00～

※コロナウイルス感染症対策のため、施設での会議開催を中止。今回は書面報告による運営推進会議とする。

- 1月～2月の行事報告 <参考資料Ⅰ>
- 3月～4月の行事予定 <参考資料Ⅰ>
- 1月からの介護事故報告 <参考資料Ⅱ>
- 当該グループホームにおける日中の時間帯の定義 <参考資料Ⅲ>
- グループホーム等防災改修支援事業について <参考資料Ⅳ>

<参考資料Ⅰ－A>行事報告・行事予定

■行事報告

月	行事	内容等
1月20日	初詣	1階ユニット。伊野の大黒様へ初詣に。その後伊野のかんぼの宿でお食事会
1月22日	盆梅会	1階ユニット。得月楼にてお食事を兼ねて
2月17日	お食事会	1階ユニット。スシローにて
2月20日	お食事会	2階ユニット。スシローにて

■行事予定

3月・4月	花見・ひなまつり	外出
-------	----------	----

<参考資料Ⅱ>介護事故

ありませんでした。

<参考資料Ⅲ>当該グループホームにおける日中の時間帯の定義

日中の時間帯とは？（AM 8時～PM 6：30）

- ・グループホームによって決定することができる。（生活リズムが相違するため）
- ・入居様様が活動的である時間を指す。
- ・当該ホームにおいては居室外で過ごされている時間を原則としている。
- ・概ね全ての入居様様が無理なく居室外にて過ごして頂く事が可能な時間帯であること。
- ・概ね全ての利用者様が朝食を摂られる為に食堂に集まれる時間を始まりと定義する。
- ・利用者様が夕食を終えられ居室に帰られる時間を夜間の始まりと定義する。
- ・当該時間帯において介護計画等に基づき様々なケア等を提供する。
- ・当該時間帯以外の時間帯を夜間及び深夜の時間帯という。
- ・日中の時間帯（夜間及び深夜の時間帯）については重要事項説明書に記載している。

日中の始まり

起床時間を定めているわけではなく、お一人お一人のペースで起床されます。運営当初は食事準備を一緒にお手伝いして下さる入居様様もおられました。が、早い時間帯ということもあり、覚醒が浅く現在はお手伝い下さる方がおられません。概ね皆様、7時30分頃から8時頃までに朝食の席に付かれますが、一旦お部屋に帰られ少しお休みされる場合もありますので、入居様様の日中の活動的な時間の始まりを8時と定めています。



日中の時間帯

日中の始まりから夜間の始まりまでの時間を「日中の時間帯」と言います。この日中の時間はできる限り入居様様が「食堂ホール」や「居間」で過ごされるよう努め、介護計画等に基づき様々なケア等を実施しています。居室にTVがあると居室にいる時間が増える可能性が高まる為、原則的に電化製品のお持込はお断りしています。ホール等にて日中に活動時間をできる限り増やすこと、他の入居様様と関わり多く持つことを目標にしています。



夜間の始まり

夕食の時間は概ね 17 時頃に始まります。夕食後の片付けは食器を洗い場まで運んでくださる方や食器洗浄をお手伝いしてくださる方もおられます。

(低身長の方でも使用しやすい低めのシンクを設置。)夕食の片付けが終わりますと、18 時頃から早々にお部屋でお休みになられ方もおられますが、無理のない程度でできる限り活動時間を増やし、体調の維持やよりよい睡眠環境を構築するために夜間の始まりを 18 時 30 分と定めています。



令和2年度第1回身体拘束等の適正化の対策を検討する委員会

■身体拘束実施の報告

前回 (R1.12) から今回 (R2.2) まで身体拘束は行っていません。

■身体拘束の実際『現場の声』～クローズアップ現代+～

身体拘束が一般病院の入院患者にまで広がり、「クローズアップ現代+」は2019年9月の放送で、その実態と削減への取り組みを伝えたところ、「理想論。現場の厳しさが分かっていない」と250件に及ぶ意見が寄せられた。「身体拘束は減らせるとは現実が見えていない。1人で40人を見る状況では難しい」(女性看護師)、「誰もがインシデント(事故)を起こしたくない。拘束を解除して事故が起きたら後悔する。だからできないんだよ！」(女性看護師)というのだ。そこで、現役の看護師や拘束ゼロを実現した病院幹部らが討論した。

厚生労働省が作った手引きによると、身体拘束は、命が危険にさらされる可能性が著しく高い「切迫性」、他に代わる方法がない「非代替性」、一時的なものである「一時性」の3つの要件をすべて揃った場合に限られている。実際は、一般病院に入院している認知症患者の半数近く、さらに認知症以外でも少なくなく、心身にダメージを受けるケースもある。

夜間1人で40~45人を受け持ち。多重業務で「縛らざるを得ない」現実

スタジオでは、慢性期病院の看護師のささきさん(仮名)は「多重業務といいまして、ほかの業務やほかの重症な患者さんをみながら、危険のある患者さんを集中してみるということは難しいので、やはり身体拘束という手段を使わざるを得ないことが多いです」と話した。看護師のさとうさん(仮名)「ひと晩で2人体制で、多いときは40人から45人くらいを持ちますね。1人が仮眠に入ってる時間は、フロアに1人です。救急外来の対応もします」

キャスター「その間に入院患者さんに何かあったらどうなるんですか」

さとうさん「ないように、縛ってるんですよ、結局は。お薬使って眠ってもらっているとか。そうじゃないと救急外来に対応ができないし・・・」

准看護師・学生のみみさん(仮名)「点滴中のチューブを自己抜去してしまうなど、防ぎようがない場合もあります」

議事録

開催日時：開催日時：令和2年2月29日（月曜日）

出席者：委員長 代表取締役（森 裕）、グループホーム管理者（下司 浩）、グループホーム管理者（手島 久美）

委員長より。前回開催日より本日まで身体拘束を行っていないことを説明。今回は前回の続きで前回のNHK クローズアップ現代の記事より実際の身体拘束によって手足を縛られていたが、転院により回復を果たした事例を受けて実際に現場で働く人々から様々な意見があり、人不足のなかで事故を起こさないようにするには身体拘束が止む得ない場合があるとの意見がある旨の意見があること、身体拘束をゼロにすることは理想論であると感じている現場で働く人々からの切実な思いを知ることができた。